

令和5年4月10日

各位

昭和信用金庫

不祥事件発生のお知らせとお詫びについて

この度、誠に遺憾ではございますが、当金庫元職員による不祥事件が発生いたしました。信用を第一とする金融機関といたしまして、このような不祥事件を発生させ、日頃よりお取引いただいておりますお客さま、地域および会員の皆さまに多大なるご迷惑とご心配をおかけすることとなり、誠に申し訳なく、心より深くお詫び申し上げます。

記

1. 事件の概要について

- (1) 事故内容 下高井戸支店および新宿支店において、令和4年2月から令和5年1月にかけて、金庫室から現金を着服するという手口を繰り返していました。また、新宿支店では、1先のお客さまの入金分の一部についても着服し、両替の手数料についても複数件の着服が確認されており、生活費等へ費消したことが判明しております。
- (2) 発覚の経緯 令和5年1月27日、内部監査により金庫内現金の不足が確認され、元職員に事実関係を確認したところ、着服を認めたものです。
- (3) 事故者 元職員（50歳代女性、事務担当）
- (4) 事故金額 235万円（元職員の親族より全額弁済されています。）

2. お客さまへの対応

事件発覚後、被害にあわれたお客さまには、事実関係のご説明と深くお詫びを申し上げますとともに、被害金額につきまして全額の弁済をさせていただきました。

3. 関係機関への届出等

法令に基づき、速やかに監督官庁への届出をいたしました。また、当金庫本店の所轄である北沢警察署への報告も行っております。

4. 関係者等の処分

事故者につきましては、令和5年3月31日付で懲戒解雇処分といたしました。また、関係役職員についても厳正な処分を実施いたしました。

5. 今後の対応

当金庫は今回の事態を厳粛に受け止め、真に実効性のある再発防止策を策定し、実行していくとともに、経営陣の主導による全金庫的な法令遵守態勢の確立、内部管理態勢の徹底を図り、コンプライアンス重視の企業風土の醸成やお客さまの保護を強く意識し、お客さまからの信頼の回復に向け、全役職員で取り組んでまいります。

以上

本件に関するお問い合わせ先
昭和信用金庫 法務室
電話番号 03-3422-6241
受付時間 午前9時から午後5時
(土・日祝日を除きます。)